

事業サービス請求時の留意事項

区分変更中の請求時の取扱いについて

事業対象者として取り扱うのであれば、認定申請中も事業サービスの請求が可能としてきましたが、事業対象者として取り扱う場合でも、認定申請を行うと、認定結果がでるまでは請求することができません。認定申請の結果がでるまでは請求を保留してください。

なお、桜井市から国保連合会への認定情報等の連絡について、基本的に前月初日から末日までを抽出範囲としているため、請求月の1日から請求日までに認定結果がでたとしても、国保連合会に認定結果情報の連絡がされていないため、認定情報が一致せず審査が通らないことがあります。

※ 事業対象者が区分変更申請を行う場合も、同様の取扱いです。

事業対象者として取り扱っている間のサービス利用について

事業対象者として取り扱っている間は、要支援1と同等の報酬・回数で事業サービスを利用できます（要支援2相当の利用はできません）。また、区分変更の結果、要介護認定がでたとしても、介護給付のサービスの切り替え時点までは報酬等の変更はありません。既に提供した事業サービスが、申請日に遡って介護給付に変更にはなりませんのでご注意ください。

区分変更受付時の窓口対応について

被保険者本人またはその家族が区分変更の申請にきたとき、申請者にケアマネジャーが申請を把握しているかどうか確認をとります。確認の結果、ケアマネジャーが申請を把握していない場合は、申請受付後、ケアマネジャーへ連絡しますので、利用サービスや申請の見直し等の調整をお願いいたします。なお、利用者の要支援・要介護認定（事業対象者）資格と利用サービスが異なっていると、保険給付や事業費支給が受けられないことがありますので、必ずケアマネジャー、事業サービス提供事業者間で、申請情報等の共有を行ってください。